

有価証券報告書の開示に関する事項について

財務会計基準機構は、平成 30 年 3 月 30 日に「有価証券報告書の開示に関する事項「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取り組み」（以下、「一体開示のための記載例」）を公表しています。

これは、平成 28 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」における企業と投資家の建設的な対話を促進する等の観点から検討が進められ、平成 29 年 12 月に金融庁・法務省が公表した「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえ、財務会計基準機構における議論等を反映して作成されたものとなります。

「一体開示のための記載例」では、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく事業報告等の以下の 15 項目についての作成にあたってのポイントや記載事例が示されています。

項目	金融商品取引法に基づく有価証券報告書	会社法に基づく事業報告等
1	「主要な経営指標等の推移」	「直前三事業年度の財産及び損益の状況」
2	「事業の内容」	「主要な事業内容」
3	「関係会社の状況」	「重要な親会社及び子会社の状況」
4	「従業員の状況」	「使用人の状況」
5	「経営上の重要な契約等」	「事業の譲渡」等
6	「主要な設備の状況」	「主要な営業所及び工場」の状況
7	「ストックオプション制度の内容」	「新株予約権等に関する事項」
8	「大株主の状況」	上位十名の株主に関する事項
9	「役員の状況」	会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」
10	「社外役員等と提出会社との利害関係」	社外役員の重要な兼職に関する事項
11	「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」	「社外取締役を置くことが相当でない理由」
12	「役員の報酬等」	「会社役員の報酬等」
13	「監査公認会計士等に対する報酬の内容」	「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」
14	財務諸表の表示科目	計算書類の表示科目
15	財務諸表の1株当たり情報に関する注記	計算書類の1株当たり情報に関する注記

「一体開示のための記載例」は、事業報告等との記載の共通化に取り組むための有価証券報告書の記載事例となっています。また、「一体開示のための記載例」における記載事例はあくまでも例示であり、実際の作成にあたっては関係法令等を参照のうえで、個々の企業の実態に応じた適切な開示が望まれるものとされています。

以上